

空宙玩具「夜は私たちの喉元をかすめて流れる」 についての覚書

The Note of TACO “The night flows down our throats”

角 田 達 朗

SUMIDA Tatsuo

キーワード：演劇、公演、創作

2023年2月、筆者を代表とする演劇企画集団・空宙玩具〈TACO〉は、劇団・電光石火一発座との合同公演『表現の不自由に纏わる三篇』において、「夜は私たちの喉元をかすめて流れる」と題する上演を行った。この上演は「演劇創作作品の上演における表現方法の研究」という研究課題を掲げて本学の研究助成を受けた。本稿は、この研究課題のための脚本執筆を振り返り、所見を記すものである。

*

この合同公演は公演タイトルが明示する通り、表現の不自由を共通テーマとするものであった。

表現の不自由という言葉は、2019年より前には多くの人にとって見慣れないし聞き慣れもしないものであったに違いない。筆者自身、あいちトリエンナーレ2019において「表現の不自由展・その後」が開催されることを報道で知るまで、この言葉を見聞きした記憶がない。更に言えば、表現の自由に深い関心を抱いているのではない人々にもこの言葉が知られるようになったのは、おそらくこの展示のいわゆるネット炎上によるであろう。

「表現の不自由展・その後」の展示物について最初に報道されたのが7月31日。あたかも待ち構えていたかのごとくただちにネット炎上が始まり、これもまた待ち構えていたかのごとく8月1日には松井一郎大阪市長が従軍慰安婦をモチーフにした「平和の少女像」が展示されていることを批判するツイートを投稿。またしても待ち構えていたかのごとく8月2日に河村たかし名古屋市長がこの企画展を視察し、「平和の少女像」等の撤去を同トリエンナーレ実行委員長の大村秀章愛知県知事に要請した。

同日、菅義偉官房長官が「あいちトリエンナーレは文化庁の補助事業として採択されている。審査の時点では、具体的な展示内容の記載はなかったことから、補助金の交付決定では事

実関係を確認、精査したうえで適切に対応していきたい」と発言。

大村知事が「ガソリンを持っていく」という脅迫が届いたことを明らかにし、鑑賞者の安全・安心が保証されないことを理由にこの企画展の中止を発表したのは8月3日、開幕からわずか3日後のことであった。

9月26日、文化庁はあいちトリエンナーレ2019への補助金全額不交付を決定した。その後の成り行きは本稿とは関係しないので割愛する。

いささか前置きが長くなったが、筆者が携わった合同公演において表現の不自由を共通テーマとしたのは、筆者の提案によるものである。言うまでもなく、かの企画展のネット炎上から始まり悪質な脅迫によって中止に追い込まれるに至る事件に、筆者が大き過ぎる衝撃を受けたからである。もちろん合同公演であるから、この衝撃ゆえの危機意識を空宙玩具と電光石火一発座とで共有できたからこそその決定であった。

ただし、筆者と二つの劇団が共有した危機意識は、これだけではなかった。

*

2018年12月21日、防衛省は「韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案」なるものを公表した。12月20日15時頃、海上自衛隊の哨戒機が能登半島沖上空を飛行していたところ、韓国海軍の駆逐艦から火器管制レーダーが照射されたというのであった。火器管制レーダーは火器の使用に先立って攻撃目標に狙いを定めるためのものである。日本政府は韓国に抗議したが、韓国政府はこれに全面的に反論した。北朝鮮の遭難船を救助するために探索レーダーを照射したのを、日本側が誤解したに過ぎない、というのである。

当事者でない限り、いずれの主張が正しいかは知る由もないはずであるが、日本では政府の主張に沿った報道が、特にテレビで連日繰り返された。韓国側の言い分も全く取り上げられないわけではなかったが、筆者の目には、あたかも韓国政府が苦しい言い逃れをしているかのような印象を与えかねない取り上げ方であって、公平性・中立性・客観性が保たれているとは到底思われないものであった。

ところが、韓国嫌悪がかつてない程の激烈さをもって語られるようになった。筆者の身近にいる普段は至って温厚な教養人ですら、韓国への怒りを熱弁する者がいたほどである。筆者にはそれが恐ろしくてならなかった。

そのような大変不穏な状況下で、筆者は元航空幕僚長・田母神俊雄のツイートを偶然目にした。そこには、このようなトラブルは珍しいことでなく、事務レベルのやり取りで決着するものだ、ということが書かれていた。大騒ぎするようなことではない、とも書かれていた。

筆者の見る限り、田母神は過激な愛国主義言説のみならず、性的少数者への差別発言もSNSに頻発に投稿する、甚だ好ましからぬ人物である。しかし、だからこそ、他国嫌悪に比例して愛国主義が過熱するのに対して、ことさら虚言を弄して水を差す動機を持ち合わせていないはずである。したがって、このツイートに限っては自衛隊の元幹部として率直な感想の吐露したものと思なしてよいと思われた。

それを前提として考えれば、日本政府の発表と報道によるその追従は、国民を愛国主義へと誘導するための意図的煽動である疑いが濃厚ということになる。これもまた権力が人々の思考をコントロールしようと図るものであって、思想信条・言論・表現の自由を脅かすものである。

「表現の不自由展・その後」が中止を余儀なくされた時、筆者はただちに「韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案」を思い起こした。この二つの炎上事件は、筆者には別個のものとは思えなかった。いずれも愛国主義の激流が可視化された、言わばペア炎上であり、同じマグマが二ヶ所で噴火したようなもの、というのが現在まで変わらない認識である。

合同公演では上記の拙作のほか、電光石火一発座所属であり本学卒業生でもある二和進と加藤由依の書いた二篇を合わせた、計三篇を上演した。この三篇はいずれも上記の認識を共有し、近未来の戦時下における表現の不自由をそれぞれに描いた。

*

筆者が「夜は私たちの喉元をかすめて流れる」の執筆を通して痛切に感じたのは、表現の不自由を描くこともまた表現であるということのジレンマであった。

筆者は当初、以下のようなストーリーを構想して書き始めた。

- ①ある芸能事務所が開催したお笑いライブで、あるコンビが演じた漫才の中に軍隊を揶揄すると受け取れる箇所があった。
- ②この漫才を事務所がネット配信すると、時局柄たちまち話題となり炎上する。
- ③このことを知った特務警察がこのコンビを出頭させ、この漫才の上演ならびに配信は「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保のための特別措置に関する政令（略称 緊急時特別措置令）」第三条「非常事態宣言発令下において、国民を動揺させる言動等をなし、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を妨げる者、またはその恐れのある者は、この政令が効力を有する限りにおいて無期懲役に処する。」に該当すると告げる。更に、漫才を演じた二人はもとより、漫才の上演映像を配信すると決めた事務所の社長や、実際に配信の作業を行った事務スタッフも同罪であると言う。
- ④特務警察はこのコンビに取り引きを持ちかける。政府の方針に従って戦争賛美のお笑い芸を演じ続けるなら、罪を不問に付すというのである。二人は自分たちならびに事務所の無罪を訴えるが相手にされず、事務所を守るために渋々戦争協力を引き受ける。
- ⑤二人は特務警察の要求に応えるように見せかけながら、敵国との和平を暗に訴えるコントを書き上げる。しかし、特務警察に見破られ、嚴重に警告される。
- ⑥二人は特務警察の検閲を経た戦争賛美の漫才を、特務警察の監視下でただただ台本に忠実に上演する。しかし、①の漫才をSNSで知ってこのコンビを嫌悪する、今日俗にネトウヨと称されるような者たちが開演直後から執拗に罵声を浴びせ続けた結果、ライブは中止を余儀

なくされる。

この構想に沿って第一稿を書き上げたものの、筆者の中には大きな疑問が残った。筆者はこの時まで、表現の不自由を自由に描いていたからである。筆者にはそれが、根本的な錯誤のように思えてならなかった。この構想に従えば、表現の不自由が抑圧される過程を客観的（であるかのように）に描き出すことができる。凡庸な比喩ではあるが、作者は作品世界を造物主の高みから見下ろして、これはかくかくしかじかのものであると観客に提示することができる。そこに「不自由」という言葉で語るすることができるものがあるとすれば、作者の力量の限界だけである。

もちろんこれは戯曲のみならず、三人称小説でもごく普通のことであり、このようなことが問題となる事例は筆者の管見には入っていない。要するに、表現の不自由を表現するということが、少なくとも筆者にとっては極めて特殊なことだったのである。

第三者の目から見たとすれば、突飛な飛躍としか思われなかったかもしれないが、筆者には、表現の不自由を自ら引き受けることなく表現の不自由を表現するのは、欺瞞であると思えなくなった。そこで筆者は、⑥だけで表現の不自由を表現することに決めた。もちろん、⑥に至る過程をただ削除するだけでは、皆目脈絡の分からないものになってしまう。そこで、①から⑤までの骨子は⑥で漫才の一環として言及することにした。

⑥は既述の通り台本も検閲されているから、二人の本心を直接に吐露することはできない。特務警察にとって都合の悪いことは隠蔽されるか美化される。このように⑥のみに限定することによって、筆者はこのコンビに課せられた表現の不自由を自らも体現することができたのである。

*

筆者は、上演内容を⑥に限定して表現の不自由を自ら引き受けようと決めた際に、このような自縄自縛を着想し実践する者はめったにいないだろうと思った。これもまた凡庸な比喩であるが、勝ち目のない闘いを挑むようなものだからである。

事実、合同公演で上演された他の二篇は筆者の第一稿と同じく、表現の不自由を客観的に、つまりは自由に描くものであった。その後、他劇団が「表現の不自由展・その後」の騒動に触発されて行った上演を鑑賞する機会を得たが、やはりこれも同様であった。

追記

本稿中何度か「愛国主義」という言葉を使用した。筆者はこれを「愛国心を持っていると自称し、他にも持たせようとする態度や言動。国民は重大な犠牲を払ってでも国家に尽くすべしと考え、それを他にも要求する危険を有する」という意味で使用している。